

令和7年度＜令和7年4月～令和8年3月＞

就学援助制度のお知らせ

就学援助制度は、経済的な理由でお子さんを小中学校へ就学させることが難しい方の負担を軽減するための制度です。三浦市では、学用品費、給食費など学校生活に必要な費用の一部を援助しています。

援助を受けることのできる世帯について

児童生徒が三浦市の小中学校に在籍で、保護者が次の理由に該当する世帯が対象です。

該当理由	申請書に添付する該当理由を証明する書類
① 生活保護を受けている	不要
② 生活保護が停止又は廃止された世帯	不要
③ 市民税が非課税又は減免された世帯	不要(減免の場合、減免を受けた旨の通知書のコピー)
④ 固定資産税の減免を受けた世帯	固定資産税の減免を受けた旨の通知書のコピー
⑤ 国民年金掛金の免除を受けた世帯	国民年金保険料免除申請承認通知のコピー 又は 国民年金保険料免除理由該当通知のコピー (年金事務所発行)
⑥ 国民健康保険料又は国民健康保険税の減免 もしくは徴収の猶予を受けた世帯	国民健康保険料(税)免除猶予決定通知書のコピー
⑦ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている世帯	児童扶養手当証書のコピー
⑧ その他、経済的に困りの世帯	令和7年1月1日の時点において三浦市以外の市区町村に住民票のあった方は、その市区町村の発行する令和6年中の所得の証明書(令和7年度版)の世帯全員分を、所得確定後速やかに三浦市教育委員会学校教育課に送付願います。

⑧の理由で申請する場合、世帯構成員全員の所得を合算した額を基に審査します。

世帯人数	世帯構成(例)	所得限度額の目安(円)	
		借家の場合	持家の場合
2人	父また 母35歳 子7歳	2,600,000円	2,360,000円
3人	父38歳 母35歳 子7歳	3,160,000円	2,920,000円
4人	父45歳 母42歳 子11歳 子14歳	3,800,000円	3,570,000円
5人	父48歳 母45歳 子6歳 子9歳 子16歳	4,130,000円	3,890,000円
6人	祖父75歳 祖母68歳 父45歳 母42歳 子6歳 子9歳	4,540,000円	4,310,000円

※ 人数・年齢等により異なりますので、あくまでも目安になります。

申請の方法及び提出先について

必要事項を記入した申請書 申請書に添付する該当理由を証明する書類 を、お子さんの在籍校または三浦市教育委員会学校教育課(三浦市城山町1-1三浦市役所第2分館 旧三崎中学校2F)へ提出してください。

申請書は、各学校及び三浦市教育委員会学校教育課にあります。また、三浦市ホームページのメニューからもダウンロードできます。

三浦市ホームページ
「就学援助」QRコード:



交付対象期間について

- ◆ 令和7年4月1日～令和7年6月2日に申請した方
→ 認定の場合の交付対象期間は令和7年4月～令和8年3月、結果は7月中旬頃に通知します。
- ◆ 令和7年6月3日～令和8年3月2日に申請した方
→ 認定の場合の交付対象期間は申請月の翌月～令和8年3月、結果は申請の翌月以降に通知します。

交付時期について

- ◆ 1学期・・・令和7年7月末
- ◆ 2学期・・・令和7年12月末
- ◆ 3学期・・・令和8年3月末

就学援助費について

令和7年4月から令和8年3月までの就学援助費の内容は次のとおりです。

区 分	小学校年額	中学校年額	詳細
学用品・通学用品費	6,950円	12,500円	小学校1年生は 5,815円 中学校1年生は11,365円
新入学学用品費	57,060円	63,000円	対象者は小中各1年生であり、令和7年6月2日までに申請した場合 ただし、令和6年度(三浦市は令和7年2月)に入学準備金を受領している方には交付されません
給食費	40,000円	40,000円	左の額を上限に実費交付
修学旅行費	実 費	実 費	交通費・見学費・宿泊費を交付
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	800円	1,155円	遠足・社会見学等 左の額を上限に実費交付
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	1,845円	3,105円	キャンプ等 左の額を上限に実費交付
医療費	実 費	実 費	特定の疾病に対し「医療券」を交付
通学費	実 費	実 費	小学生は片道4km以上、中学生は片道6km以上であり、公共交通機関を利用する場合のみ ただし、特別支援学級はこの限りではありません

申請に係る注意について

今回の申請は、令和7年4月から令和8年3月までの1年分になります。

令和8年4月以降も就学援助を希望する場合は、令和8年4月以降に新たに申請をする必要があります。

認定審査に必要な所得の確認について

また、申請書の提出により、認定審査に必要な所得について、税務資料の確認及び担当部署へ照会等を行うことに同意したものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

なお、世帯に未申告である方がいる場合は、申告が行われるまで審査を保留とし、期限までに必要な手続きが完了しない場合は、否認定となる場合もあります。